

【契約締結情報の公表基準】

契約締結情報の公表基準は、契約事務取扱細則において以下のとおり定めております。

(契約締結情報の公表)

第 36 条 公表する契約締結情報は、研究所の支出の原因となる契約のうち、次に掲げる場合に該当するものとする。

- (1) 予定価格が 2 5 0 万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が 1 6 0 万円を超える財産の買い入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が 8 0 万円を超える物件の借り入れ
- (4) 前各号以外の契約でその予定価格が 1 0 0 万円を超えるもの

2 公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- (2) 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所（公益法人の区分（公財、公社、特財、特社）、国所管、地方所管の区分を含む。）
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合は除く。）
- (6) 契約金額
- (7) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障が生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- (8) 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じた率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- (9) 随意契約によることとした業務方法又は会計規定等の根拠条文及び理由（理由は、具体的かつ詳細に、また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨）
- (10) 研究所の主務省と同一の所管に属する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- (11) 応札・応募者数
- (12) その他契約担当役が必要と認める事項

3 公表の時期及び方法は、次のとおりとする。

- (1)落札及び随意契約の公表は、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に、研究所のホームページに公表する。ただし、4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、公表期限を契約を締結した日の翌日から起算して93日以内とすることができる。
- (2)公表期間はホームページに掲載された年度から翌々年度までの3年度とする。

(平成24年7月1日改定)